

「必須特許についてのパテントプールにおける重み付けの評価」に関する具体的考察（第2回）

知的財産価値評価推進センター 副センター長 竹山 宏明

要約

本誌6月号に掲載された細田浩一先生の『「必須特許についてのパテントプールにおける重み付けの評価」に関する具体的考察』と同一のテーマについて、平成20年度の知的財産価値評価推進センターにおいて筆者が考察したものである。

パテントプールの運営主体である、技術標準の管理団体においては、パテントプールにおけるロイヤリティーを、多くは必須特許の「数」を基準として配分しているのが現状である。必須特許の「数」を基準にした配分については、必須特許の「質」、すなわちクレームがカバーする範囲の広狭などを考慮すべきであるとの議論がなされた経緯がある。本稿は、必須特許についてのパテントプールにおける重み付けからの評価、すなわち定性的な評価が可能であるかどうかを、具体例を設定して考察したものである。

目次

1. パテントプールの概要
2. ロイヤリティーの配分方法
3. 評価私案の基本的な考え方
4. 必須特許の「数」を基準にする配分方法の弊害
5. 評価私案の評価方法
 - 5.1 評価方法の概要
 - 5.2 評価側面
 - 5.3 特許的な側面からの評価
 - 5.4 標準技術的な側面からの評価
 - 5.5 マーケット的な側面からの評価
 - 5.6 3つの側面の総合評価
 - 5.7 その他のパラメータ
6. 具体例の評価私案
 - 6.1 具体例の選択
 - 6.2 標準技術の具体例
 - 6.3 具体例の評価結果
 - 6.4 特段の事情の考慮
 - 6.5 総合評価
7. むすび

1. パテントプールの概要

パテントプールとは、特許等の複数の権利者が、それぞれの所有する特許等又は特許等のライセンスをす

集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものをいう（公正取引委員会、平成11年7月30日、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」）。

パテントプールは、その典型例として、公的な技術標準に利用されている。

パテントプールにも、種々の形態が存在するが、その一形態を図1に例示する。本例では、特許権者が必須特許についてパテントプールの管理主体（以下、「管理主体」）に、サブライセンス付きライセンスを与え、管理主体は、プールされた必須特許の群について、ライセンシーにライセンスを与える。ライセンシーは、管理主体に対し、ライセンスに対する対価であるロ

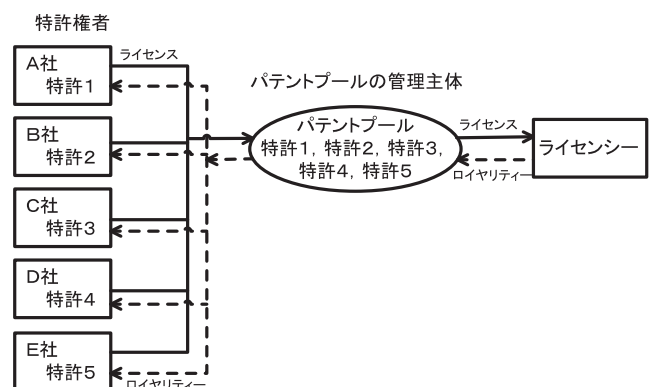


図1

イヤーリティーを支払う。管理主体は、集めたロイヤリティーから管理費等を差し引いた残りを、必須特許の所有者である特許権者に所定の配分方法で配分する。

2. ロイヤリティーの配分方法

ロイヤリティーの配分方法については、種々の考え方が存在する。パテントプールにおける典型例としては、必須特許の「数」を基準にして配分する配分方法がある（加藤恒, 2006年（平成18年）11月30日, 「パテントプール概要」）。必須特許の「数」を基準にする配分方法のほかに、必須特許の「質」、すなわちクレームがカバーする範囲の広狭などを考慮する配分方法が考えられる。

しかし、必須特許の「質」と一概にいても、思うにその基準は数多く考えられ、必須特許の所有者である特許権者の全ての者の納得感を得ることは困難であり、又、基準の客観性を担保することが困難であり、ある種、主観的な評価に陥りやすい傾向にある。これに対し、必須特許の「数」を基準にする配分方法は、一面において客観的であり、妥協案として採用された経緯がある。

3. 評価私案の基本的な考え方

必須特許の「数」を基準にする配分方法と、必須特許の「質」を基準にする配分方法とを、図2に示すように、対極の概念と考えた上、現在多く採用されている必須特許の「数」を基準にする配分方法を修正する評価方法を模索した。

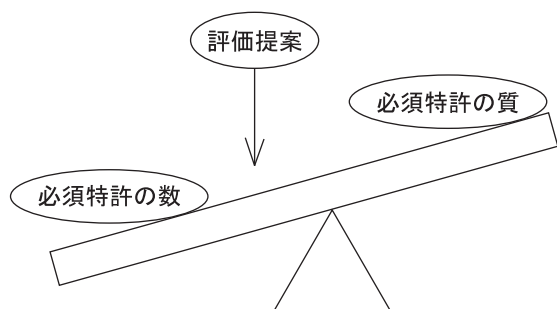


図2

評価私案は、後述する必須特許の「数」を基準にする配分方法の弊害を是正し、もってパテントプールに参加する参加者、特に必須特許の所有者である特許権者の納得感を第一義に考えたものである。

評価私案は、必須特許の「数」を基準にする配分方

法に加え、図3に示すように、必須特許に含まれる発明のうち、当該特許出願の出願中に分割し、特許化可能であった発明が何件含まれていたのかを推測し、当該発明の「数」を必須特許の「数」に加算し、当該加算値（以下、「特許化可能件数」という。）を基準にしてロイヤリティーの配分方法を決定するものである。

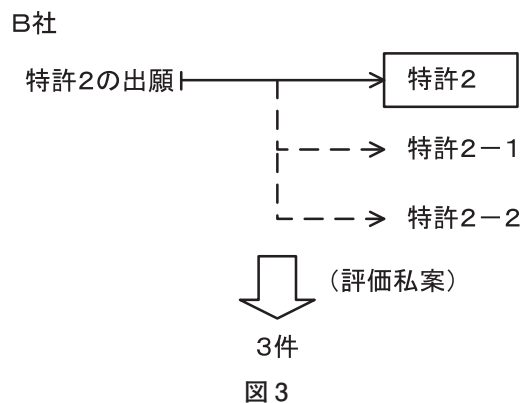


図3

4. 必須特許の「数」を基準にする配分方法の弊害

仮に、図1に示すように、必須特許が特許1～5の計5件であったと仮定すると、必須特許の「数」を基準にする配分方法では、特許1～5の各特許に対するロイヤリティーの配分は、図4に示すように、1/5ずつとなる。

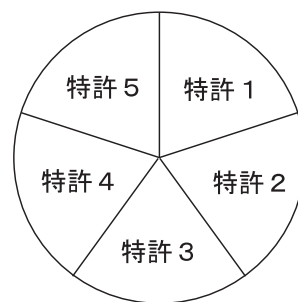


図4

しかし、必須特許の「数」を増加させるために、出願の分割が横行しているという話を多く耳にする。

仮に、図5に示すように、A社のみが、出願を3件に分割したと仮定すると、必須特許の総件数は、8件となる。

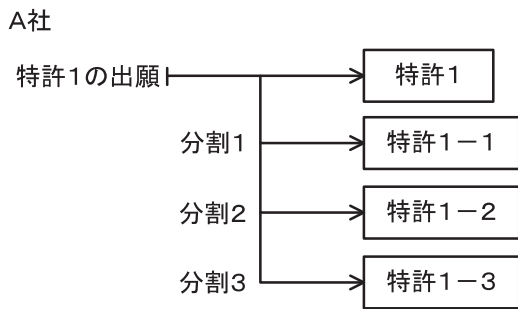


図5

8件の各特許に対するロイヤリティーの配分は、1/8ずつとなる。

これを会社単位のロイヤリティーの配分率で考えると、図6に示すように、A社に対するロイヤリティーの配分は、4/8となり、50%にも及ぶ。

A社が出願の分割により、必須特許の「数」を増加させると、残りのB～E社も同様の戦術を採らざる得ない。しかし、全ての会社が出願の分割を行うとは限らず、出願の分割を行った会社と、行わない会社との間で不平等となるおそれがある。

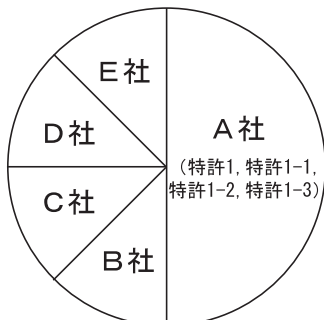


図6

単に件数増加のためだけの分割は、パテントプールに参加する企業間に無用な競争を生むばかりでなく、新規技術開発の意欲を減退し、パテントプール全体としてみたときにマイナスの影響しか生まないものと考ええる。また、特許行政という面からみたときにも、審査の遅延を来し、マイナスの影響しか生まないものと考ええる。

5. 評価私案の評価方法

5.1 評価方法の概要

一般的な評価方法では、第1のステップで評価基準を作成し、第2のステップで第1ステップで作成した評価基準を用いて、評価対象を評価するという方法が採られる。

本評価私案は、乱暴な評価方法であるが、複数件の必須特許を同時に評価し、当該評価過程において、評価基準と、個別の必須特許の評価結果とを得ようと試みたものである。

一般的な評価方法と本評価私案とを比較すると、まず、一般的な評価方法を次のように仮定した。

図7に示すように、既存のパテントプールの存在を前提に、当該パテントプールには、特許1～4の4件の特許が既に必須特許としてプールされているものと仮定した。

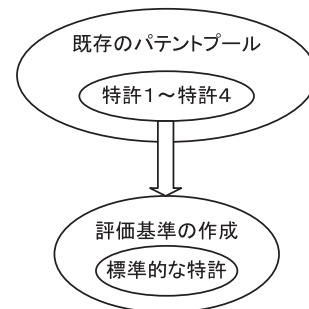


図7

第1のステップでは、特許1～4の4件の必須特許を相対的に比較し、標準的な特許を想定して、評価基準を作成する。

第2のステップでは、図8に示すように、既存のパテントプールの外側の評価対象である特許5の評価を行う。

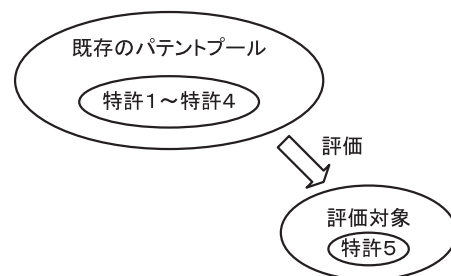


図8

すなわち、特許5の評価にあたっては、図9に示すように、特許1～4の4件の必須特許をもとに作成した評価基準とを比較することで、特許5を評価する。



図9

本評価私案では、**図 10** に示すように、特許 5 を含め、特許 1 ～ 5 の 5 件の必須特許の平均値を可能な限り採り、当該平均値を評価基準と仮定し、平均値に対する高低を比較することで、個別の必須特許の評価結果を得ている。

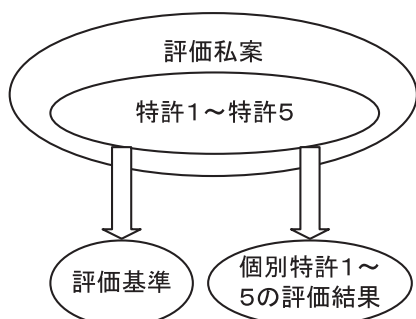


図 10

5.2 評価側面

評価私案では、特許化可能件数を第一義とし、次の3つの側面から評価した。

- (1) 特許的な側面からの評価
- (2) 標準技術的な側面からの評価
- (3) マーケット的な側面からの評価

5.3 特許的な側面からの評価

特許的な側面からの評価は、特許化可能件数を第一義とし、そのほか入手得可能な情報のうち、客観的に評価可能なパラメータを選択した。

特許的な側面からの評価項目として、次のパラメータを選択した。

- (1) 特許化可能件数
- (2) その他のパラメータ
 - (a) 分割出願情報
 - (b) 単独実施の可能性（利用発明の有無）
 - (c) 権利の残存期間
 - (d) 被引用文献数

5.3.1 特許化可能件数

2 件の必須特許 $a \cdot \beta$ を比較した場合に、必須特許 a の特許化可能件数が仮に「1」件であるのに対し、必須特許 β の特許化可能件数が仮に「3」件の場合を想定すると、必須特許 a と比較し、必須特許 β の価値が高いものと考えた。

特許化可能件数の評価にあたっては、必須特許の特許請求の範囲の記載に拘泥せず、明細書及び図面から特許化可能件数を把握することを基本とした。

しかし、実際の特許化可能件数の評価にあたっては、

特許請求の範囲の請求項に着目し、特許化可能であるかを判断することとした。

すなわち、特許請求の範囲に記載されていなくとも、明細書（旧【発明の詳細な説明】）から発明を抽出し、権利化することも可能である。しかし、明細書のみから抽出される発明について、当該明細書中に作用・効果や、実験結果等が記載されている場合を除き、明細書のみから発明を抽出し、当該発明が特許化可能であるかを判断することは極めて困難なものと考えた。

このため、具体例の評価にあたっては、特許請求の範囲の請求項に記載された発明のうち、単独の出願として特許化可能な発明の数（特許取得可能発明数）がいくつあるかを判断することとした。

特許化可能件数による評価の例は、**図 11** に示す通りである。本例では、 a 特許～ γ 特許の 3 件の必須特許を比較した。すなわち、3 件の必須特許の「請求項数」を抽出するとともに、特許取得可能発明数を評価した。評価した特許取得可能発明数の平均を採り、平均値に対する高低を比較した。

必須特許	請求項数	特許取得可能発明数	平均値に対する高低
a 特許	6	4	△（高い）
β 特許	3	1	▼（低い）
γ 特許	7	2	≐（近似）
平均	—	2.3	—

図 11

5.3.2 その他のパラメータ

その他のパラメータとして、次のパラメータを選択した。

(a) 分割出願情報

必須特許に関する分割出願が多数存在する場合には、これらの特許群に属する個別の特許の価値は低いものと考えた。例えば、必須特許が数世代の分割に係り、特許群全体の総件数が多い場合には、当該必須特許の価値が低いものと考えた。

必須特許の審査経過情報を用いて、**図 12** に示すように、原出願の有無、分割出願の有無、分割出願の件数、当該必須特許を含む特許群全体の総件数、当該必須特許の世代を調査し、抽出した。特許群全体の分割総件数が多い場合には、**図 13** 及び **図 14** に示すように、図式化（マップ化）して比較した。

必須特許	原出願の有無	分割出願の有無	分割の件数	特許群全体の総件数	分割の世代
α 特許	無し	無し	0	1	—
β 特許	無し	有り	2	2	—
γ 特許	有り	有り	1	12	第4世代

図 12



図 13

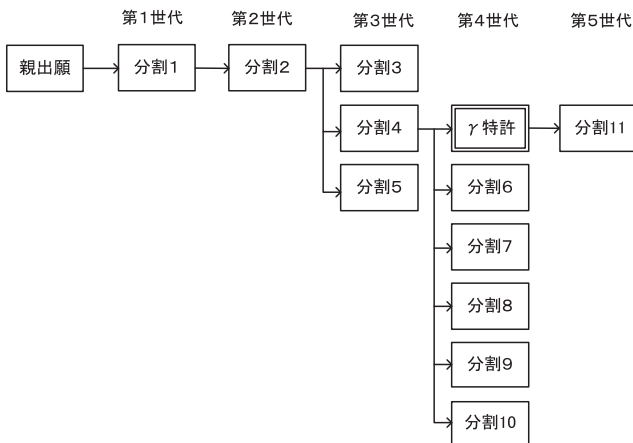


図 14

(b) 単独実施の可能性（利用発明の有無）

利用発明等が存在しない場合には、単独で実施が可能であり、価値が高いものと考えた。

他人の利用発明が存在すると、自己の特許権の実施が制限される（特許法第72条）。

必須特許について、パテントマップを参考にしながら、図15に示すように、他人の利用発明が存在するか否かを判断した。

必須特許	利用発明の有無
α 特許	有り
β 特許	無し
γ 特許	無し

図 15

(c) 権利の残存期間

権利期間の残存期間が長いものの方が、価値が高いものと考えた。

基準日（例えば評価日）までの必須特許の存続期間の残存期間を算出した。算出した残存期間の平均を採

り、図16に示すように、平均値に対する高低を比較した。

必須特許	(基準日迄の) 残存期間	平均値に対する高低
α 特許	4年	△ (高い)
β 特許	1年	▼ (低い)
γ 特許	2年	≐ (近似)
平均	2年4ヶ月	—

図 16

(d) 被引用文献数

後願で引用された文献の件数が多い場合には、基本特許と考え、価値が高いものと考えた。

必須特許の被引用文献数を調査し、調査した被引用文献数の平均を採り、図17に示すように、平均値に対する高低を比較した。

必須特許	被引用文献数	平均値に対する高低
α 特許	5	△ (高い)
β 特許	2	≐ (近似)
γ 特許	0	▼ (低い)
平均	2.3	—

図 17

5.3.3 総合的評価

パラメータ間の重み付けは、上記「特許化可能件数」に重点を置き、「その他のパラメータ」については補助的に評価した。

5.4 標準技術的な側面からの評価

標準技術的な側面からの評価は、標準技術の中にはオプション的なものも存在し、必ずしも標準技術の間の重みが等しくないとの前提に立ち、重み付けの重い標準技術の必須特許は、価値が高いものと考えた。

標準技術的な側面からの評価項目として、次のパラメータを選択した。

- (1) 標準技術内の軽重
- (2) 該当標準技術件数

5.4.1 標準技術内の軽重

標準技術間の重み付けを基準として、重み付けの重い標準技術の必須特許は、価値が高いものと考えた。

例えば、パテントプールの管理主体において、専門委員会を設置し、標準技術を質的に評価し、標準技術

間の重み付けを決定するのが良いものとする。

重み付けの決定に際しては、アンケート調査を実施し、その結果を参酌しても良い。

具体的には、標準技術を、**図 18** に示すように、標準技術 1～3 までの 3 個の要素に分解し、ランク付けを行った。ランクの重み付けは、「a」が最も価値が高く、「b」、「c」の順で価値が低下するものと仮定した（ $a > b > c$ ）。

標準技術	ランク
標準技術 1	a
標準技術 2	c
標準技術 3	b

図 18

5.4.2 該当標準技術件数

複数の標準技術にまたがる必須特許は、価値が高いものと考えた。

具体的には、必須特許の判定結果を利用し、**図 19** に示すように、該当する標準技術を明らかにした。例えば、 α 特許は、標準技術 1 及び 3 の 2 個の標準技術にまたがっており、 β 特許と γ 特許とはそれぞれ 1 個の標準技術に該当している。

必須特許	標準技術 1	標準技術 2	標準技術 3
α 特許	○	—	○
β 特許	—	○	—
γ 特許	—	—	○

図 19

なお、必須性の判定に当たっては、必須特許を広義に解釈し、いわゆる「技術的必須特許」⁽¹⁾に限らず、いわゆる「商業的必須特許」⁽²⁾及び「選択的必須特許」⁽³⁾を含むものと考えた。

なお、代替性については考慮していない。

5.4.3 総合的評価

パラメータ間の重み付けは、上記「標準技術内の軽重」と「該当標準技術件数」とは等しいものと考えた。

5.5 マーケット的な側面からの評価

マーケット的な側面からの評価は、仮に必須特許の間でロイヤリティー収入に差がある場合には、ロイヤリティー収入の多い必須特許は、価値が高いものと考えた。

マーケット的な側面からの評価項目として、次のパラメータを選択した。

- (1) ロイヤリティー収入の多寡
- (2) 製品とのマッチング性

5.5.1 ロイヤリティー収入の多寡

必須特許の間で、ロイヤリティー収入に差がある場合には、ロイヤリティー収入の多い必須特許は、価値が高いものと考えた。

具体的には、**図 20** に示すように、必須特許のロイヤリティー収入のデータを手し、入手したロイヤリティー収入の平均を採り、平均値に対する高低を比較した。

必須特許	ロイヤリティー収入	平均値に対する高低
α 特許	2,400 万円	△（高い）
β 特許	1,200 万円	▼（低い）
γ 特許	1,200 万円	▼（低い）
平均	1,600 万円	—

図 20

5.5.2 製品とのマッチング性

製品とのマッチング性が高い必須特許は、価値が高いものと考えた。

例えば、必須特許にマッチングする製品の種類や、当該製品の販売量が多い場合には、当該必須特許は、価値が高いものと考えた。

具体的には、ロイヤリティーの対象製品のデータを手し、入手した対象製品と必須特許とを比較し、**図 21** に示すように、対象製品が必須特許の技術的範囲内に含まれるか否かを判断する。**図 21** 中、「○」は、必須特許の技術的範囲内に含まれると判断した場合、「×」は含まれないものと判断した場合を意味する。

例えば、 α 特許は、製品 1 及び 3 の 2 個の製品に使用され、 β 特許と γ 特許とはそれぞれ 1 個の製品に使用されている。

必須特許	製品 1	製品 2	製品 3
α 特許	○	—	○
β 特許	—	—	○
γ 特許	—	○	—

図 21

出願分割の経緯			特許番号	特許権者	発明の名称
親出願	第1世代	第2世代			
X			2696731	ヤマハ発動機	電動モータ付き自転車
	X1		2715291	〃	〃
		X1-1	3067098	〃	〃
	X2		3123934	〃	〃
Y			2634121	〃	電動モータ付き自転車およびそのモータ制御方法
	Y1		3327750	〃	〃
		Y1-1	3327874	〃	〃
Z			2623419	〃	電動モータ付き自転車

図 22

5.5.3 総合的評価

パラメータ間の重み付けは、上記「ロイヤリティ収入の多寡」と「製品とのマッチング性」とは等しいものと考えた。

5.6 3つの側面の総合的評価

特許的な側面、標準技術的な側面、マーケット的な側面の3つの側面間の重み付けは、特許的な側面に重点を置き、残る標準技術的な側面、マーケット的な側面とは等しいものと考えた。

5.7 その他のパラメータ

必須特許の無効の可能性を、一つの評価パラメータとして採用し得る。

しかし、全ての必須特許について無効調査を行うことは現実的ではないものと考えた。

すなわち、無効調査にあたっては、パテントマップの範囲に限らず、必須特許の要素技術についても別途、特許調査を行う必要があるためである。

このため、本件の評価にあたっては、無効の可能性を評価パラメータから除いた。

6. 具体例の評価私案

6.1 具体例の選択

具体例として、「電動アシスト自転車」に関する技術を選択した。「電動アシスト自転車」に関しては、「パテントプール」や「技術標準」は存在しない。

「電動アシスト自転車」を選択した理由の一つとしては、特許庁作成のパテントマップが利用できる点であった（特許庁、技術分野別特許マップ、10年度、「機械9 自転車技術」）。当該「パテントマップ」から、3件の特許を抽出し、当該3件の特許の審査経過を調査し、更に5件の分割出願を加え、計8件の特許を選

択した。

具体例として選択した特許は、図 22 に示すように、(1) 特許第 2696731 号 (X)、(2) 特許第 2715291 号 (X1)、(3) 特許第 3067098 号 (X1-1)、(4) 特許第 3123934 号 (X2)、(5) 特許第 2634121 号 (Y)、(6) 特許第 3327750 号 (Y1)、(7) 特許第 3327874 号 (Y1-1)、(8) 特許第 2623419 号 (Z) の計 8 件である。

6.2 標準技術の具体例

「電動アシスト自転車」に関しては、「道路交通法」⁽⁴⁾ 及び「道路交通法施行規則」⁽⁵⁾ 上に技術的内容を含む規定が存在する。

このため、これらの規定から、図 23 に示すように、標準技術 1～4 の 4 個の標準技術を抽出した。

なお、道路交通法施行規則については、改正されている⁽⁶⁾。

種類	内容
標準技術 1	「自転車」(ペダル又はハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車)であって、且つ「人の力を補うために用いる原動機」として、「電動モータ」(電動機)を用いるものであること。
標準技術 2	「24km/h」未満の速度で自転車を走行させることとなる場合であって、且つ「15km/h」未満の速度のときに、アシスト率(「踏力」(人の力)に対する「アシスト力」(原動機を用いて人の力を補う力)の比率)が、「1」以下であること。

標準技術 3	「24km/h」未満の速度で自転車を走行させることとなる場合であって、且つ「15km/h」以上「24km/h」未満の速度のときに、走行速度をキロメートル毎時で表した数値から「15」を減じて得た数値を「9」で除したものを「1」から減じた「アシスト率」（数値）以下であること。
標準技術 4	「24km/h」以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、「アシスト力」（原動機を用いて人の力を補う力）が加わらないこと。

図 23

6.3 具体例の評価結果

選択した 8 件の特許の評価結果を、A, B, C, D の四段階にランク付けした。A～D の各ランクの重みを、図 24 の通り仮定した。

ランク	重み
A	2
B	1.5
C	1
D	0.5

図 24

選択した 8 件の特許の評価結果は、図 25 及び図 26 の通りである。

出願分割の経緯			特許番号	ランク	重み
親出願	第 1 世代	第 2 世代			
X			2696731	B	1.5
	X1		2715291	C	1.0
		X1-1	3067098	D	0.5
	X2		3123934	C	1.0
Y			2634121	B	1.5
	Y1		3327750	C	1.0
		Y1-1	3327874	B	1.5
Z			2623419	A	2.0

図 25

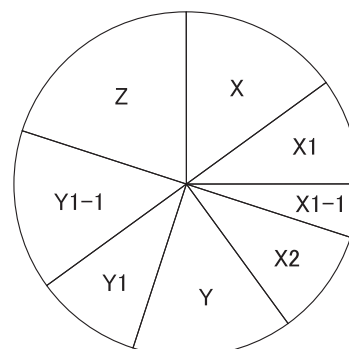


図 26

6.4 特段の事情の考慮

無効の可能性については、前述した「5.7 その他のパラメータ」で考察したように、パラメータから除いた。

しかし、本件については、必須特許の一つである「X」の分割に係る評価対象外の特許（特許第 3222120 号）

出願分割の経緯			特許番号	評価を左右した評価項目		ランク
親出願	第 1 世代	第 2 世代		プラス方向に作用した評価項目	マイナス方向に作用した評価項目	
X			2696731	特許的な側面／分割出願情報	マーケット的な側面／製品とのマッチング性	B
	X1		2715291	－	異議決定の影響	C
		X1-1	3067098	－	異議決定の影響	D
	X2		3123934	－	マーケット的な側面／製品とのマッチング性	C
Y			2634121	特許的な側面／被引用文献数	特許的な側面／特許化可能件数	B
	Y1		3327750	－	マーケット的な側面／製品とのマッチング性	C
		Y1-1	3327874	マーケット的な側面／製品とのマッチング性	特許的な側面／特許化可能件数	B
Z			2623419	標準技術的な側面／被引用文献数	－	A

図 27

が付与後異議により取り消された経緯が判明した（異議 2002-71045）。

このため、取消決定を無視することはできず、当該異議事件について検討し、当該事件での判断が必須特許の評価にどのような影響力を持つのかを検討した。

6.5 総合評価

上記特段の事情を考慮した上、前述した「6.3 具体例の評価結果」のランク分けを左右した評価項目は、図 27 の通りであった。

7. むすび

筆者自らパラメータを選択し、少ない情報をもとに、重み付けを決定したが、パテントプールへの参加企業の納得感を第一に考えた場合には、委員会等を組織し、当該委員会でアンケート等を行った上、パラメータを選択し、決定していくことが必要なものと考えた。

また、評価にあたっては、外部機関、例えば日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立した日本知的財産仲裁センター等を利用して評価を行うことにより、評価の客観性を担保することが可能なものと考えた。

注

(1) 「ある技術標準の全体又は一部実施する上で、その特許権を侵害することが回避することができないものである。」(加藤恒著「パテントプール概説」, 発明協会発行, p.41)

「さらに必須特許というためには、代替技術の可能性を排除しなければならないが、この点は立証の困難性を伴う。」(同上)
「MPEG2 パテントプールでは、技術的必須特許を要件としている。」(同上)

(2) 「技術標準を実施する上でその特許権侵害を回避することが可能であっても、他の手段を選択することが費用、性能等の点から事実上困難な特許を指す。」(同上)
「商業的必須特許を対象特許としているものには、DVD のパテントプールである。」(同上)

(3) 「ここでいう選択的必須特許とは、ある技術標準において選択的な技術仕様 (S1 と S2) が用意されている場合に、それぞれの技術仕様について必須特許 (P1 と P2) が存在すると、P1 と P2 は選択的必須特許の関係に立つということになる。」(同 p.41 ~ 42)

「第三代携帯電話機に関する W-CDMA パテントプラットフォームは、このような選択的特許を必須特許に含めている。」(同 p.43)

(4) 道路交通法

第2条

1 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十一 (略)

十一の二 自転車 ベダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

十一の三～二十三 (略)

2～3 (略)

(5) 旧「道路交通法施行規則」(改正前)

(人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準)

第1条の3

法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。

イ 電動機であること。

ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1) 又は (2) に掲げる速度の区分に応じそれぞれ (1) 又は (2) に定める数値以下であること。

(1) 十五キロメートル毎時未満の速度 一

(2) 十五キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十五を減じて得た数値を九で除したものを一から減じた数値

ハ 二十四キロメートル毎時以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。

ニ イからハマまでのいずれにも該当する原動機についてイからハマまでのいずれかに該当しないものに改造することが容易でない構造であること。

二 原動機を用いて人の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。

(6) 現行「道路交通法施行規則」(改正後)

(人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準)

第1条の3

法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。

イ (略)

ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、

(1) 又は (2) に掲げる速度の区分に応じそれぞれ

れ (1) 又は (2) に定める数値以下であること。

(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二

(2) 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値

ハ・ニ (略)

二 (略)

(原稿受領 2009. 5. 15)

パテント誌原稿募集

パテント編集委員長 須藤 浩

記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載号** 2009年12月号以降順次
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上厳守～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと
※お手数ですが、原稿冒頭に要約を掲載しますので、400字程度の要約文章の作成をお願い致します。
- 応募予告** メールまたはFAXにて応募予告をして下さい。
①論文の題名（仮題で可）
②発表者の住所・氏名・所属・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文締切** 2009年10月13日（火）（12月号分）掲載予定原稿を考慮し原則先着順
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-4-2
- 選考方法** 当委員会の委員で構成される選考委員会にて審査します。
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。